

(6) 特定資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例（措法65の8①、68の79①、改正法附則97⑥、120⑥）	○ 長期保有の土地等に係る特定資産の買換えの場合の特例制度について、適用期限が平成20年12月31日まで2年延長されました。	—
(7) 特定の資産を交換した場合の課税の特例（措法65の9、68の80、改正法附則97⑥、120⑥）	○ 長期保有の土地等に係る特定資産を交換した場合の特例制度について、適用期限が平成20年12月31日まで2年延長されました。	—
(8) 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例（措法65の13①、68の84①、措令39の9の2、改正措令附則30②）	○ 事業用地適正化計画に係る事業用地から、既成市街地、既成都市区域及び都市整備区域が除外されました。 ○ 適用期限が平成21年3月31日まで2年延長されました。	平19.4.1前に行った所有隣接土地等の交換又は譲渡については、従来どおり適用されます。 —
(9) その他（措法64①、65の7⑤二、68の70①、68の78⑤二、改正法附則97①⑦、120①⑦） （措法62の3②ロ、措令38の4②、旧措法66の4⑥、旧措令38の4⑤二、38の5①一・三、39の98①三、改正法附則1七ル）	○ リース取引については、資産の売買取引（譲渡・取得）とみなすこととされたこと（19ページ3(1)参照）に伴って、資産の譲渡の場合の課税の特例制度の適用対象の範囲から、所有権移転外リース取引による取得が除かれるなど所要の整備が行われました。 ○ 土地の譲渡等がある場合の特別税率などについて、新信託法の施行に伴い、所要の整備が行われました。	平20.4.1以後に締結する所有権移転外リース取引に係る契約について適用され、同日前に締結した契約については、従来どおり適用されます。 新信託法施行の日から施行されます。

IV 税額の計算に関する改正

○ 税額の計算に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 事業基盤強化設備を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の7②、68の12②、平9大蔵省告示第221号、平19財務省告示第105号、改正法附則90、114）	○ 特定旅館業を営む大規模法人が取得等をする対象設備について税額控除の対象から除かれたほか、事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却（32ページ参照）と同様の改正が行われました。	平19.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。
(2) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の9①、68の13①、措規20の4②二、改正措規附則10）	○ 観光振興地域に係る適用対象資産に文化紹介体験施設が追加されました。 ○ 適用期限が平成24年3月31日まで5年延長されました。	平19.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 —

(3) 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の10②、68の14②）	○ 適用期限が平成24年3月31日まで5年延長されました。	—
(4) リース税額控除	○ リース税額控除については、35ページ(22)に記載されています。	35ページ(22)の適用時期等と同じになります。

V その他の改正

1 再チャレンジ支援寄附金税制の創設

〔創設された制度の概要〕

法人が各事業年度に支出した寄附金の額のうち特定地域雇用会社及び特定地域雇用等促進法人(以下「特定地域雇用会社等」といいます。)に対する寄附金の額がある場合には、その特定地域雇用会社等に対する寄附金の額は、一般の寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人及び認定NPO法人に対する寄附金の額と合わせて損金算入限度額の範囲内で損金算入を認めるという制度が創設されました(措法66の12)。

(1) 寄附金の範囲

この制度の対象となる寄附金の範囲は次のとおりです(措法66の12①②、措令39の23の2①)。

- イ 地域再生法に規定する特定地域雇用会社に対する雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼす事業に充てられることが確実である寄附金で、地域再生法に規定する認定地方公共団体の長が地域再生法に規定する要件に該当することを確認した寄附金
- ロ 地域再生法に規定する認定地域再生計画に定められた区域内に本店、支店、工場、営業所等を有する法人が支出する寄附金で、地域再生法の規定により認定地方公共団体が指定する特定地域雇用等促進法人に対する地域再生法に規定する事業に関連する寄附金

(2) 損金算入限度額の計算

損金算入限度額は、次の算式により計算します。

(算 式)

損金算入限度額＝一般の寄附金の損金算入限度額＋特定地域雇用会社等に対する寄附金の額(注)

(注) 特定地域雇用会社等、特定公益増進法人及び認定NPO法人に対する寄附金の額の合計額が、一般の寄附金の損金算入限度額を超える場合は、その一般の寄附金の損金算入限度額となります。

(3) 適用要件

この制度の適用を受けるためには、確定申告書等に所要の事項を記載した明細書を添付し、次の書類を保存することとされています(措規22の13)。

- イ 特定地域雇用会社に対する寄附金である場合
 - (イ) その寄附金が特定地域雇用会社に対する寄附金である旨のその特定地域雇用会社が証する書類
 - (ロ) その特定地域雇用会社から地域再生法施行規則の規定に基づき交付を受けた文書
- ロ 特定地域雇用等促進法人に対する寄附金である場合
 - (イ) その寄附金が特定地域雇用等促進法人に対する寄附金である旨のその特定地域雇用等促進法人が証する書類
 - (ロ) その法人が特定地域雇用等促進法人に該当する旨を認定地方公共団体が証明した書類の写しとしてその法人から交付を受けたもの

(4) 連結納税制度

連結納税制度においても、(1)から(3)までの措置に準じた措置が講じられています(措法68の96の2、措令39の122の2)。

〔適用時期〕

平成19年4月1日以後に支出する寄附金について適用されます(改正法附則102、125)。